

第11章 今後の課題

11-1 住民、事業者、町などの取り組み

(1) 住民の取り組み

緑豊かなまちづくりを推進するためには住民が中心的な役割を担うことが期待されます。本町の豊かな自然や緑の大切さを認識し、緑を住民みずからが守っていくことが求められます。

学校教育や地域の講習会などにより身近な緑を大切に思う姿勢を醸成し、緑のまちづくりに参加する楽しさや大切さを理解し、地域コミュニティに対して主体的に参加・協力していくことが求められます。

●住民の具体的取り組み

- ・自宅から地域へ、環境を守るように行動します。
- ・緑に関する学習活動やイベントなどに参加します。
- ・身近な道路や公園も含め緑化に努めます。
- ・地域の里地里山※などの緑の維持管理に協力します。

※ 里地里山とは、都市域と原生的自然との中間に位置し、

人々の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林やそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のことです。



■緑に関する学習

(2) 地域団体（ボランティア・NPOなど）の取り組み

本町には「幸田町枝垂桜保存会」や「幸田町花いっぱい運動」の主体となっている団体などの緑にかかわるボランティア・NPOがありますが、これらの団体は町と協力しながら、住民と町の間をつなぐ役割を担い、地域に対して主体性を持って緑のまちづくりを先導していくことが期待されます。

●ボランティア・NPOなどの具体的取り組み

- ・住民に対し緑に関する意識の啓発に努めます。
- ・緑化活動などを推進します。
- ・緑に関する学習活動やイベントなどを企画します。
- ・里地里山などの緑の維持管理に協力します。
- ・団体間の交流・連携の強化に努めます。



■幸田町枝垂桜保存会による管理

(3) 農地・樹林地などの土地所有者等の取り組み

農地や樹林地の土地所有者等は、本町の緑の保全に取り組み、その緑が地域の環境を維持してきました。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、緑は減少しており緑を維持していくことが年々むずかしくなっています。

このため土地所有者等は、町の施策などに協力しつつ緑の保全に対する認識を維持し、農地の保全や里山の開放などにより住民に親しまれる地域環境にしていけることが求められます。

●土地所有者等の具体的取り組み

- ・里地里山・屋敷林・農地などの保全と育成に努めます。
- ・里地里山などを必要に応じて開放することについて協力します。
- ・農地・水・環境保全向上対策にもとづく農地の保全に協力します。
- ・緑に関するイベントなどに参加します。



■里山・農地の保全

(4) 民間事業者の取り組み

民間事業者は、開発などによる緑の減少に配慮し、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用に貢献することが求められます。また、事業活動が地域の緑や環境に対して影響を与えないように配慮するとともに、町などの施策に協力することが求められます。

●民間事業者の具体的取り組み

- ・既存の良好な緑の維持管理や緑の質の向上に努めます。
- ・敷地内は地域の緑との調和に配慮した質の高い緑化に努めます。
- ・地域の緑の保全活動や緑化活動に協力します。
- ・住民・団体・町などとの連携に努めます。



■工場緑化

(5) 町の取り組み

町は、緑豊かなまちづくりを推進するため、住民・各種団体・民間事業者・土地所有者等を結ぶコーディネーターとしての役割が重要となります。

本町においては、「花いっぱい運動」などの取り組みにおいて、資材や機材を町民に提供し、町民によるまちの緑化や維持管理活動の普及に努めるとともに、「農地・水・環境保全向上対策」など、国の施策を活用し、農業従事者と地域住民が一体となって農村景観・環境の向上に取り組む体制づくりなどを行ってきました。今後もこのような活動を継続するとともに、商業地など、特に緑の少ない市街地への展開を推進するものとします。

このため、必要な情報の提供や交流の場づくりに積極的に取り組むとともに、制度の活用や整備に努めます。

●町の具体的取り組み

- ・住民に対する情報提供の仕組みを整備するとともに意識啓発に努めます。
- ・ボランティア・NPO等との連携を強め協働によるまちづくりを図ります。
- ・住民・団体と樹林地などの土地所有者等との仲介役を果たし、ふれあいの森づくりなどに努めます。
- ・公園や緑地などのオープンスペースの整備・再整備・維持管理にあたっては、地域住民の意見を取り入れながら進めるよう努めます。
- ・公共公益施設の緑化を進めます。
- ・地域地区や地区計画などの緑を保全・創出する制度の活用を努めます。
- ・山林など土地所有者に対する支援策などを検討します。



■住民参加による計画検討

(6) 協働による取り組み

本町の緑化を推進するためには、住民、事業者、町の協働の取り組みが重要になります。このため、それぞれの取り組みを推進するとともに、様々な施策について協働での取り組みを推進します。

●協働による具体的取り組み

- ・道路や公園の管理など町が主体で行ってきたものについても、今後はアダプトプログラム（里親制度）などを積極的に推進することとし、町から資材等の供給を行い、住民が身近な道路や公園などにおいて、清掃や樹木、花壇の手入れを行うなど、協働による緑化を推進します。

11-2 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理

計画の推進をフォローし、住民・団体などとの連携・協働を進めていくため、以下の仕組みづくりに努めます。

① 計画の推進をフォローする体制・仕組みづくり

計画を推進する体制として、住民や専門家も加わった検討組織づくりなどに努めます。

〔具体的施策〕

- 庁内における連携の強化
 - ・ 庁内の関連部局との連絡調整体制をつくります。
- 町民・専門家を含めた検討組織づくり
 - ・ 緑に関する条例づくりに係る審議組織などをつくります。
 - ・ 住民が緑に対して気軽に相談できる緑化相談窓口などをつくります。
- 樹林地などの緑の保全や緑化を専門に取り組む組織づくり
 - ・ 緑の維持管理を行う NPO などの設立支援を行います。

② 計画を管理・評価する仕組みづくり

本計画の進行を管理するとともに、本計画の理念にかかわるボランティア・NPO や民間事業者などの優れた取り組みを評価し顕彰する仕組みづくりに努めます。このため、住民が参加することができる審議体制や、庁内体制の整備に努めるとともに、住民から意見を聴く機会の提供や住民への広報・PR の充実に努めます。

③ 近隣市町などとの連携

緑は町域外にも連続していることから、近隣市町との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。また、国や県に対しても必要な要望を行うとともに、国や県が実施する各種の事業との連携を図ります。

(2) 計画の点検と見直し

概ね5年ごとに、緑被率や緑の環境の現況を把握し、計画や施策の進捗などを点検し、必要に応じて見直しを行います。

1 Plan (計画)

今回の計画策定のように、緑の量などの現況、緑の評価、基本方針、目標設定、施策の方針などを定めます。

2 Do (実行)

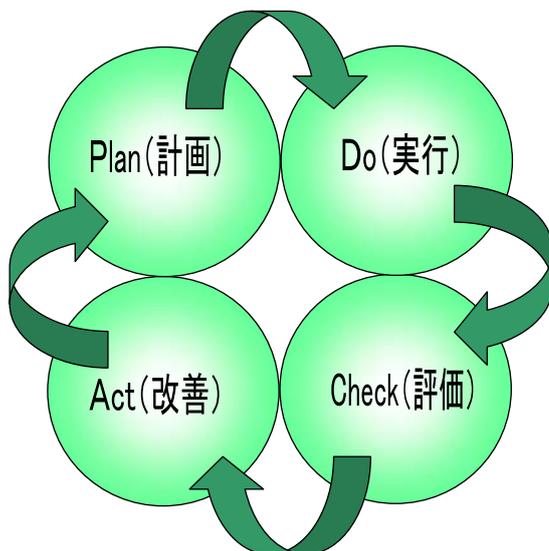
住民、事業者、行政の連携と協働により、公園づくりや緑のネットワークづくり、地域制緑地の指定などの事業計画を策定、施策を推進します。

3 Check (評価)

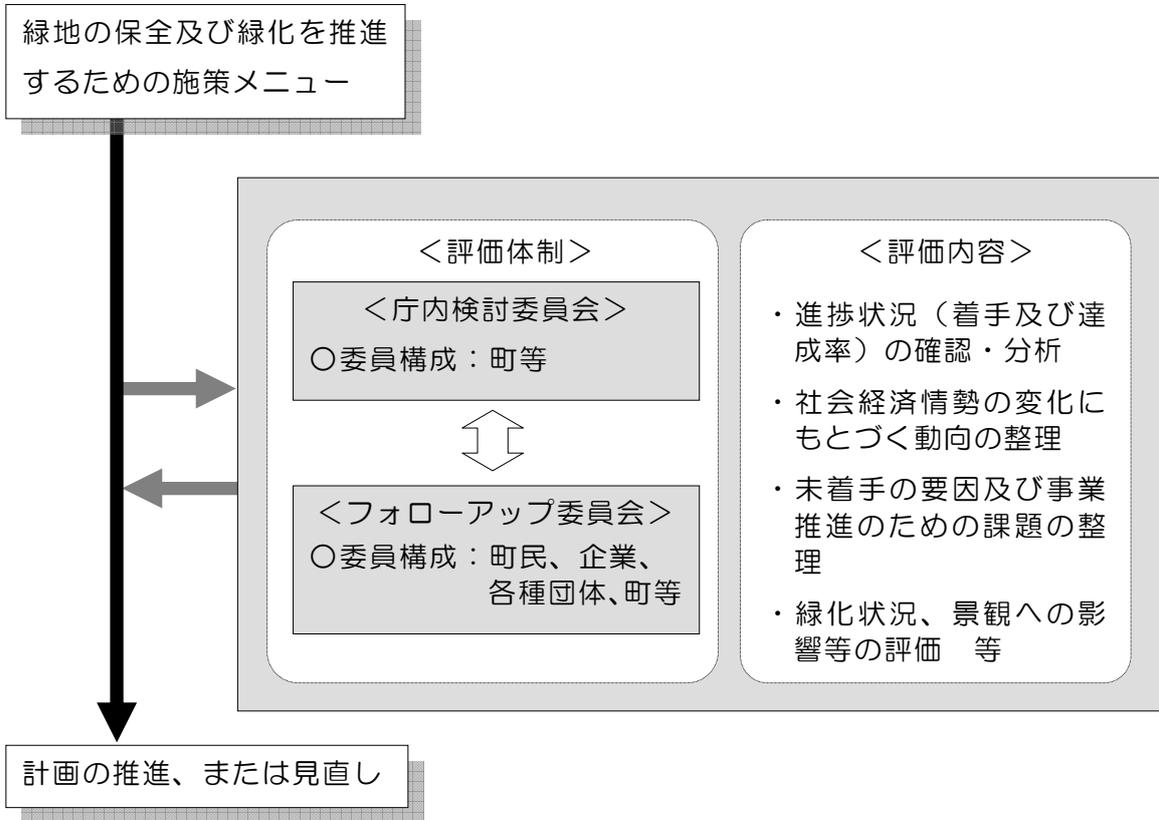
事業や施策の実施に伴う緑の量の変化の把握、取り組みのフォローアップなど事業や施策の効果などを評価します。

4 Act (改善)

評価を踏まえた計画の見直し、新たな事業計画の立案などを行います。



■ PDCAサイクルによる計画の点検と見直し



■ 進行管理の体制及び取り組み（案）